

# 公金詐取に係る再発防止等検証結果報告書【概要版】

## ○ 公金詐取の概要

(報告書P2)

尾張旭市会計課元主査(成田憲俊(なりた のりとし)36歳。以下「元職員」という。)が、令和2年5月から令和5年1月までの間、支出命令書の偽造又は会計課に提出された支出命令書を2回使用するなどして、総額59,147,343円を会計管理者口座(市の口座)から余分に引き出し、元職員の個人口座に不正送金しました。

本件における会計管理者口座の不足額は、公金を詐取された金額の総額59,147,343円のうち、元職員から返還された1,628,861円を差し引いた57,518,482円です。(現時点)

## ○ 事案発覚以降の経緯

(報告書P3～)

月 日	概 要
令和5年 1/20(金)	○広報広聴課の取引業者より業務委託料の振込がまだないとの連絡 ●調査の結果、2事業者分計1,048,861円が未払いであることが判明
1/23(月)	○2事業者分とも元職員の個人口座へ振り込まれていることが判明 ●元職員は「データ検証のため。故意ではなかった。」と説明
1/24(火)	●元職員から1,048,861円が市に返還
1/27(金)	○元職員が行方不明となった。警察に行方不明者届出 ●内部調査により、R4年度に元職員の個人口座への振込が52件20,996,024円あることを確認
2/1(水)	○元職員帰宅 ●内部調査により、52件については、事業者への未払いがないことを確認 ●公金詐取記者会見 ○1回目逮捕「公電磁的記録不正作出・同供用の疑い」
2/16(木)	●R4/4～R4/12の52件20,996,024円の振込データの改ざんについて、守山警察署に告発状を提出
2/21(火)	○2回目逮捕「電子計算機使用詐欺の疑い」
3/10(金)	●R2/5～R4/3、R5/1の108件38,151,319円の振込データの改ざんについて、守山警察署に告発状を提出
3/13(月)	○3回目逮捕「公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐欺の疑い」 ○公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐欺の罪(2月16日付け告発分)で起訴
4/20(木)	○公判(1回目)。元職員は、起訴状の内容について、相違ないと答えた。

## ○ 不正の手口

(報告書P7～)

### 1 不正送金の方法

- (1) 令和2年5月から令和2年9月10日支払までの期間  
元職員は、架空の支出命令書を偽造し、自身の口座に送金していました。
- (2) 令和2年9月17日支払以降の期間  
元職員は、各課から提出された支出命令書の振込先を自身の口座に書き換え送金を行った後、支払処理を取り消し、次回の支払日に同一の支出命令書を再度使用して、正当な支払処理を行い債権者に支払いをしていました。

## 2 事実隠ぺい

- (1) 当日の支払額と現金残高を一致させるため、不正送金とは別の架空の支出命令書を偽造していました。
- (2) (1)の発覚を回避するため、架空の支出命令書を削除するとともに、収入済額を減額相殺する処理を行い、現金残高との整合を図っていました。
- (3) さらに、例月出納検査資料との整合を図るため、財務会計システムの不正操作を繰り返し、事実を隠ぺいしていました。

## ○ 再発防止策

(報告書P13～)

- 1 不正を防止できる組織体制や執務環境の整備  
長期在籍等の防止、正規職員の適正配置 など
- 2 検査体制等の充実  
不正リスクに対応した検査の実施、一定期間の業務離脱・不定期検査等の実施 など
- 3 職員の意識改革  
全職員に対する研修の充実、公益通報や職員相談窓口の積極的な利用 など

## ○ 関係職員の処分等、市長等の自主的な給料減額

(報告書P15～)

- 1 元職員 処分内容：懲戒免職 処分日：令和5年2月24日
- 2 関係職員 処分等日：令和5年4月20日

職名 [当時]	理由等	処分等	期間
会計管理者兼会計課長 (R4年度)	指導監督不適正	減給 1/10	3か月
会計課長補佐兼会計係長 (R2～4年度)	指導監督不適正	減給 1/10	3か月
監査委員事務局長 (R4年度)	不適正な事務処理	訓告	－
監査委員事務局次長 (R4年度)	不適正な事務処理	訓告	－

- 3 市長等の自主的な給料減額  
給料を減額する条例案(減給1/10、3か月)を市議会6月定例会に提出する考え

## ○ 損害賠償について

(報告書P16～)

現在、損害賠償に向けての調整を顧問弁護士とともに、進めています。